

令和5年度 合否判定基準

1. 合否判定の方法

- (1) 特別募集については、作文及び面接の結果と出身中学校から送付された調査書その他必要な書類に基づいて総合的に判断して合否を決定する。
- (2) 一般入学については、出身中学校から提出された調査書、学力検査及び面接の結果を総合的に判断して合否を決定する。

2. 審議事項及び判定基準

【特別募集】

(1) 審議事項

- ①作文の得点が著しく低い者
- ②調査書の所見欄等で特に問題があると考えられる者
- ③面接で問題があると考えられる者
- ④その他（当日の問題行動等）

(2) 判定基準

- ①審議事項に該当しない受検生については、合格とする。
- ②審議事項に該当する受検生については、一人ずつ確認し総合的に問題がないと判断すれば合格とする。
- ③作文または面接を受検しない受検生については、不合格とする。

【一般入学】

(1) 審議事項

- ①3年のときの出席状況が著しく悪い者
- ②調査書の所見欄等で特に問題があると考えられる者
- ③学力検査の点数が著しく悪い者
- ④面接で問題があると考えられる者
- ⑤その他（当日の問題行動等）

(2) 判定基準

- ①審議事項に該当しない受検生については、合格とする。
- ②審議事項に該当する受検生については、一人ずつ確認し総合的に問題がないと判断すれば合格とする。
- ③不受検科目がある者または面接を受検しない受検生については、不合格とする。

(3) その他

過卒生についての出席状況は参考とする。